

令和7年度環境省政策評価実施計画

令和7年4月1日
環 境 省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定及び「環境省政策評価基本計画」に基づき、環境省の行う事後評価に関する実施計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 計画期間において事後評価の対象とする政策

法第7条第2項第1号に規定する政策評価は、環境省が行う主要な政策の全てを対象とし、共通の方針を有する施策に含まれる目標のまとまりを単位として実施する。

具体的には、別添の「環境省施策体系」に掲げる「施策と各施策に含まれる目標」とし、令和6年度に実施した施策に対する評価を行う。

また、租税特別措置等に係る政策については、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。

なお、規制の新設又は改廃を目的とする政策に関する事後評価については、「環境省における規制に係る政策評価実施要領」によるものとする。

3 事後評価の方法等

(1) 評価方式

実績評価方式による評価を基本として実施する。

(2) 評価の実施方法等

実績評価方式による評価においては、評価対象の施策に含まれる目標毎にあらかじめ設定した目標について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて、評価を行う。

- ① 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙1の様式による事前分析表を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途企画評価・政策プロモーション室の定める期日までに提出する。
- ② 「環境省施策体系」の各施策を実施する部局の総括課は、関係課室等と協力しつつ、別紙2の様式による事後評価書を「環境省施策体系」に掲げる「各施策に含まれる目標」ごとに作成し、別途企画評価・政策プロモーション室の定める期日までに提出する。
- ③ 企画評価・政策プロモーション室は、提出された各評価書等について各施策を実施する部局の総括課と連絡調整を図り、必要であればヒアリングを行い、政策評価書（事後評価）（案）を作成する。
- ④ 企画評価・政策プロモーション室は、政策評価書（事後評価）（案）に対し、政策評価に関する有識者会議の意見を求め、原則として9月中を目途に令和6年度環境省政策評価書（事後評価）を作成、公表し国民からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局で適切に活用するものとする。
- ⑤ 評価の結果は、令和8年度の重点施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

企画評価・政策プロモーション室は、評価結果の政策への反映について、必要に応じて施策の関係課室等に対して意見を述べる。

環境省施策体系(令和7年度)

別添

施 策 体 系	
施策(評価対象単位)	各施策に含まれる目標の名称
環境省の使命	1.地球温暖化対策の推進 1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり 1-2. 世界全体での抜本的な排出削減への貢献 1-3. 気候変動の影響への適応策の推進
	2.地球環境の保全 2-1. オゾン層の保護・回復 2-2. 地球環境保全に関する国際連携・協力 2-3. 地球環境保全に関する調査研究
	3.大気・水・土壌環境等の保全 3-1. 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策を含む。) 3-2. 大気生活環境の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。) 3-4. 土壌環境の保全 3-5. ダイオキシン類・農薬対策
	4.資源循環政策の推進 4-1. 国内及び国際的な循環型社会の構築 4-2. 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 4-6. 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 4-7. 大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策
	5.生物多様性の保全 5-1. 基盤的施策の実施・国際的取組 5-2. 自然環境の保全・再生 5-3. 野生生物の保護・管理
	6.人と自然のふれあいの推進 6-1. 動物の愛護・管理 6-2. 自然資源の適切な利用 6-3. 国際観光資源の整備
	7.化学物質対策の推進 7-1. 環境リスクの評価 7-2. 環境リスクの管理 7-3. 国際協調による取組 7-4. 国内における毒ガス弾等対策
	8.環境保健対策の推進 8-1. 公害健康被害対策(補償・予防) 8-2. 水俣病対策 8-3. 石綿健康被害救済対策 8-4. 環境保健に関する調査研究
	9.環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備 9-1. 経済のグリーン化の推進 9-2. 環境パートナーシップの形成 9-3. 環境教育・環境学習の推進 9-4. 環境基本計画の効果的实施 9-5. 環境アセスメント制度の適切な運用と改善 9-6. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 9-7. 環境情報の整備と提供・広報の充実
	10.地域脱炭素の推進 10-1. 地域の脱炭素化の推進 10-2. 地域循環共生圏づくりの推進
	11.放射性物質による環境の汚染への対処 11-1. 放射性物質により汚染された廃棄物の処理 11-2. 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 11-3. 特定復興再生拠点の整備等 11-4. 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策
(45目標)	